

1 訓練の位置付け及び目的

【原子力災害対策特別措置法第13条第1項に基づく防災訓練】

- ①国、地方公共団体、原子力事業者における防災体制の実効性の確認
- ②原子力緊急事態における中央と現地の体制やマニュアルに定められた手順の確認
- ③「美浜地域の緊急時対応」に定められた避難計画の検証
- ④訓練結果を踏まえた教訓事項の抽出、緊急時対応等の検討
- ⑤原子力災害対策に係る要員の技能の習熟及び原子力防災に関する住民理解の促進

2 実施時期

令和4年 11月上旬

3 訓練の対象となる原子力事業所

関西電力株式会社 美浜発電所

4 参加機関等

政府機関：内閣官房、内閣府、原子力規制委員会ほか関係省庁

地方公共団体：福井県、美浜町、敦賀市、若狭町、小浜市、南越前町、越前市、越前町、
滋賀県、長浜市、高島市、岐阜県、揖斐川町 ほか

訓練対象事業者：関西電力株式会社

関係機関：量子科学技術研究開発機構、日本原子力研究開発機構 等

5 訓練内容

自然災害及び原子力災害の複合災害を想定し、発電所を対象に以下の訓練を実施

- (1)迅速な初動体制の確立
- (2)中央と現地組織の連携による防護措置の実施等に係る意思決定
- (3)県内外への住民避難、屋内退避等

6 特記事項

- ・実動組織等のあらゆる手段を用いた県内外への広域的な住民避難の実効性の確認
- ・作り込まれた事前のシナリオを極力排したブラインド訓練の追求
- ・国家備蓄安定ヨウ素剤輸送等、新たな対応手順の確認

UPZ:緊急防護措置を準備
する区域(概ね5~30km)

PAZ:予防的防護措置を準備
する区域(概ね5km)



出典：国土地理院ホームページ (<http://maps.gsi.go.jp/#9/35.795538/136.051941>)

「白地図」国土地理院 (<http://maps.gsi.go.jp/#10/35.703032/135.964050>) をもとに内閣府(原子力防災)作成

<概ね5km圏内>

PAZ(予防的防護措置を準備する区域)

:Precautionary Action Zone

⇒ 急速に進展する事故を想定し、放射性物質が放出される前の段階から予防的に避難等を実施する区域

1市1町(福井県:美浜町、敦賀市) 住民数: 848人

<概ね5~30km圏内>

UPZ(緊急防護措置を準備する区域)

:Urgent Protective Action Planning Zone

⇒ 事故が拡大する可能性を踏まえ、
屋内退避や一時移転等を準備する区域

5市5町

福井県:美浜町、敦賀市、若狭町、小浜市、南越前町、越前市、越前町
滋賀県:長浜市、高島市 岐阜県:揖斐川町

住民数:278,044人

人口:令和2年4月1日時点

令和4年度原子力総合防災訓練の訓練内容（案）

（事象の推移）

事象
発生

警戒事態

施設敷地緊急事態

全面緊急事態

○迅速な初動体制の確立

- ・要員の参集、現状把握
- ・テレビ会議システム等を活用した関係機関相互の情報共有 等

○中央と現地組織の連携による防護措置の実施等に係る意思決定

- ・自然災害との複合災害を想定した原子力災害に係る情報共有、意思決定等
- ・現地への国の職員・専門家の緊急輸送 等

○県内外への住民避難、屋内退避等

- ・PAZ内の住民の避難
- ・UPZ内住民の屋内退避
- ・緊急時モニタリングの実施
- ・モニタリング結果を踏まえた一時移転エリアの特定等
- ・UPZ内住民の一時移転 等